



社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会 地域支えあい車両貸出事業のご案内



令和7年4月1日

■ 目的

この事業は、地域の支え合い活動として移動支援等を行う団体に対し、移動手段として使用する自動車を貸出することで、高齢者や障害者等の社会参加の促進を図り、地域の支え合い活動を推進することを目的とした事業です。

■ 貸出対象者

市内で支え合い活動を実施する団体（ただし、法人格を有する団体は除きます）

※ 本会に団体登録をしていただきます。（別途【事前手続き】参照）

■ 利用目的

次の地域の支え合い活動として行う外出に伴う移動支援です。

（１）買い物等のための外出

（２）地域活動（サロン）等への社会参加のための外出

（３）医療機関及び公的機関への外出

（４）その他会長が必要と認めるもの

※ この事業による移動支援を受けることができる対象者は、
高齢や障害により自動車の運転ができない方とします。



■ 利用できる地域（原則）

この事業を利用できる地域は、伊勢崎市内です。

■ 貸出期間及び時間（原則）

○期日 月曜日から金曜日（国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く）

○日数 1日以内

○時間 午前8時30分から午後4時30分までの間で、3時間30分以内

《注》利用時間は、本会を出発してから到着までの時間です。

■ 利用料

利用料は無料です。ただし、車両燃料費（ガソリン代）として、別表の運行経費（P.3 参照）を利用団体から徴収します。



■ 利用手続き（様式は本会 HP からダウンロード可）

【事前手続き】

① 団体登録申請（年度更新）

- ・利用団体登録申請書（[様式第4号](#)）を提出してください。
- ・利用団体対象者・支援者名簿（[様式第5号-1](#)・[様式第5号-2](#)）を添付してください。
（または、様式第5号と同様の内容が記載された既存の名簿でも結構です）
- ※支援者は、ボランティア活動保険または同等の保険への加入が必要です。
- ※対象者、支援者に追加等があった場合は、追加した方の追加登録申請（[様式第5号-3](#)・[様式第5号-4](#)）が必要です。

② 利用申請（原則、利用希望日の3日前までに提出）

- ・地域支え合い車両利用申請書兼誓約書（[様式第1号](#)）を提出してください。
- ・貸出車両を運転する人は、自動車運転免許証の写しを提出してください。
- ※審査手続き後、地域支え合い車両利用許可書（[様式第2号](#)）を交付します。

【利用当日の手続き】

- ① 社会福祉協議会にて、運転手の方は免許証、アルコールチェックの確認後、車両を借り受けます。（出発時の距離を一緒に確認します）
- ② 移動支援の実施終了後、社会福祉協議会へ車両を返却します。
 - ・地域支え合い車両運行記録票（[様式第3号](#)）を記入後、提出します。
 - ・走行距離と時間に応じて、運行経費（P.3 参照）を支払います。
（領収書を発行します）

■ 貸出車両（車種等）

軽ワゴン車 スズキ エブリイ （4人乗り）計4台 ※本所・各支所で貸出	 
ミニバン3列シート 日産 セレナ （8人乗り）計2台 ※本所で貸出 ・ホワイト ・シルバー（新車両）	  ⇒自動ステップを装備しています   ⇒自動ステップと手すりを装備しています

■ 運行経費

車 種	運 行 経 費
軽ワゴン車（４人乗り）： ・スズキ エブリイ	（出発～到着の）利用時間 3 時間 30 分以内で走行距離が 20 km以内は <u>200 円を基本</u> とし、20 kmを超える場合は 10 kmにつき <u>100 円</u> を徴収する。 ※10 km未満の端数が生じたときは、10 km単位に切り上げる
ワンボックス／ミニバン （８人乗り）： ・日産 セレナ	（出発～到着の）利用時間 3 時間 30 分以内で走行距離が 20 km以内は <u>300 円を基本</u> とし、20 kmを超える場合は 10 kmにつき <u>150 円</u> を徴収する。 ※10 km未満の端数が生じたときは、10 km単位に切り上げる

※利用時間と走行距離ごとの運行経費は下記の表を参照してください。

①軽ワゴン車（エブリイ）

基本額 200 円

利用時間	20 km以内	30 km以内	40 km以内	50 km以内
3時間 30 分以内	200 円	300 円	400 円	500 円
3時間 30 分を超える場合	400 円	500 円	600 円	700 円

②ワンボックス／ミニバン（セレナ）

基本額 300 円

利用時間	20 km以内	30 km以内	40 km以内	50 km以内
3時間 30 分以内	300 円	450 円	600 円	750 円
3時間 30 分を超える場合	600 円	750 円	900 円	1,050 円

※セレナ（ホワイト）は、**赤い羽根共同募金（今ある活動を「そだてる」助成）助成車両**です。

（例 1）【3 時間 30 分以内】利用時間 3 時間、走行距離が 23 kmの場合

・セレナ 20 km＋3 km（30 km以内）・・・ 300 円＋150 円＝450 円

（例 2）【3 時間 30 分を越える場合】利用時間 5 時間、走行距離が 30 kmの場合

・セレナ 20 km＋10 km（30 km以内）・・・ 600 円＋150 円＝750 円

■ 申請・お問い合わせ先

部 署	住 所	電話番号	車 種
地域福祉推進課	上泉町 1 5 1	2 5－4 5 4 6	エブリイ・セレナ 2 台
赤堀支所	西久保町 2-123-1	6 2－0 0 6 6	エブリイ
あずま支所	東小保方町 3243-2	2 0－2 6 6 6	エブリイ
境支所	境上武士 972-1	7 4－5 2 9 4	エブリイ

※セレナ（8人乗り・2台）は、市内全域でご利用可能です。

■ 利用上の注意

利用団体は、適切な管理、運行のもとご利用ください。

○利用団体は、次の留意事項を遵守してください。

- ・道路交通法等の関係法令を遵守し、適切な管理のもとで運行すること
- ・申請時に記載の運転者以外の者には運転をさせないこと。
- ・運行当日、天候や車両の整備状況等により運転行為に支障がある場合は、貸出を中止することがあります。
- ・利用中は、所定のマグネットシートを貸出車両のドアに付けて運転してください。
- ・利用団体の代表者は、伊勢崎市社会福祉協議会が開催する『支え合い車両安全運転講習会』を運転者に受講させてください。

○貸出車両の目的外使用及び第三者への転貸はできません。なお、目的外使用及び第三者へ転貸した場合には、今後の利用を許可しないものとします。

○返却の際は、利用団体は貸出車両を清掃して車両運行記録票を提出してください。

■ 事故の処理

万が一、貸出車両に事故が生じた場合には、法令で定められた措置を講ずるとともに、次のとおり事故の処理をお願いします。

- (1) 速やかに社会福祉協議会（電話 25-4546）へ報告し指示を受けてください。
- (2) 会長が必要とする書類、又は証拠となる書類を遅滞なく提出してください。
- (3) 会長の承諾なく事故の相手方等と示談はしないでください。

■ 保 険 等

利用団体は、貸出車両の利用期間中に生じた事故等によって、当該車両及び第三者に与えた損害については、本会が加入する自動車損害賠償保険で認められる補償の範囲内において対応することができるものとします。ただし、その範囲を超えた場合は、利用団体の責任において損害賠償しなければなりません。

なお、利用団体に過失が認められない場合にあっては、この限りではありません。

○本会が加入する自動車損害賠償保険の補償内容は次のとおりです。

- (1) 賠償 対人：無制限 対物：無制限（免責金額なし）
- (2) 人身傷害 5,000 万円

○その他、送迎サービス補償 Aプラン（全社協）にも加入しています。

○支援者（運転者・付添等）の方は、安心して活動していただけるよう、ボランティア保険等へご加入ください。

■ そ の 他

不明な点は、お気軽に担当者へご確認ください。

■ 事 務 担 当

伊勢崎市社会福祉協議会 地域福祉推進課 電話 25-4546
（伊勢崎市上泉町 151 番地 伊勢崎市社会福祉会館 1 階）



赤い羽根募金
助成事業